

裁判所に書類を提出される方へ

個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

家庭裁判所では、手続の関係で個人番号（マイナンバー）が必要になることは原則としてありませんので、個人情報保護の観点から(※)、個人番号（マイナンバー）が記載されていない書類の提出をお願いしております。

具体的には、

- ① マイナンバーの記載のない書類の原本が取得可能なもの（住民票、源泉徴収票等）については、マイナンバーの記載のない書類をご提出してください。
- ② マイナンバーの記載のない書類の原本が取得できないもの（確定申告書等）については、当該記載部分をマスキングした書類の写し（後日原本確認が必要になる場合があります。）をご提出してください。

今一度、提出書類に、マイナンバーの記載が含まれていないことをご確認ください。

※ 裁判資料として裁判所に提出された書類は、原則として、マイナンバーの部分も含め、訴訟事件では誰でも、その他の事件では事件当事者や許可を受けた利害関係人が閲覧等を行うことが可能となります。